

平成30年度

熊野町農業委員会

議事録

第1回

熊野町農業委員会

平成30年度第1回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成30年4月20日(金) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(8人)

委員	2番	中須 岩登
委員	3番	岩井 治子
委員	4番	橋川 勝則
委員	5番	菅尾 寛治
委員	6番	立花 宏保
委員	8番	庄賀 深雪
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

なし

5. 農地利用最適化推進委員

委員 古武家光八

委員 世良 正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員 4番 橋川 勝則

委員 5番 菅尾 寛治

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 福嶋 春樹

農業委員会 書記 新宮友莉奈

8. 熊野町職員

都市整備課 主査 諏訪本壮太

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は8名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成30年度第1回熊野町農業委員会を開会いたします。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名をします。</p> <p>4番の橋川委員と5番の菅尾委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入らせてもらいます。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、審議に入らせてもらいます。</p> <p>日程第1、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、〇〇〇〇〇氏の農地法第4条の規定による墓地及び太陽光発電施設への転用事案について、説明致します。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇西側で、〇〇〇〇〇の方から参りますと、ほぼ頂上に位置するところに〇〇〇〇〇があると思うのですが、そこからさらに道沿いに50m程度西側へ下ったところに位置しています。下って右手の方ですね。やや崖のようになっているところです。</p> <p>〇〇〇〇〇氏は、本申請地の隣接地に居住されていますが、島根県に墓地がありまして、管理が難しいという状況であるため、移転させたい意向であること。それから、併せて太陽光発電の設置を希望しておられますが、家屋の形状から屋根へ設置できないため、土地へ設置する方法以外方法がないということから、墓地と併せて農地を転用されようとするものです。</p> <p>申請内容を検討しましたが、土砂流出防止措置として、整地を行う必要は無いと。それから、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれも無いと</p>

	<p>認められることから、現状のまま利用することで、許可妥当であると判断しております。</p> <p>なお、他法令の関係についてですが、墓地、埋葬等に関する法律について平行して協議を今、進めているところでございます。許可見込みということではあります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告並びに補足説明を求めます。</p> <p>世良委員よろしく願いします。</p>
世良委員	<p>はじめに、昨年秋に農地利用最適化推進委員になりました世良と言います。遅くなったのですが、よろしく願いします。</p> <p>この18日に事務局の〇〇〇さんと〇〇〇さんと一緒に現地を見に行ってきました。その結果、農地は耕作されていないが、防草シートを全面的にやっておられ、境界もコンクリートで施工してあり、よその方に迷惑をかけるようなことは無いように思われます。それで申請地に太陽光発電の設置及び墓地の移設ということですが、何の問題も無いように思われます。</p> <p>なお、墓地の工事は現在進行中です。別に問題無いように思いました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当案件について、何か質問がありましたらお願いします。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>特にありませんですかね。質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することと決定しました。</p>
議長	<p>それでは、次に日程第2、議案第2号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>日程第2議案第2号の、熊野農業振興地域整備計画の一部変更について、町が農業委員会の方に意見照会をしておりますので、これについて、まず、農業振興地域整備計画についてご説明します。</p> <p>当該計画書については、以前にお配りしたこともあるんですが、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づきまして、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町の方で策定した計画書でございます。</p> <p>そのように計画書で指定した土地については、「農用地区域」として、本町では約150haを農用地区域として指定しております。</p> <p>この農用地区域として指定された土地については、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来なくなっておりまして、農地以外に転用して使用したいとする場合は、本件のように法律の手続きに則りまして、農用地の区域から除外をするという手続きが必要となってまいります。</p> <p>本町では、6月末と12月末までで、年に2回ほど受付をしたものについて、町としての審査や広島県との協議のほか、約1か月間程度なんですが、縦覧、公告や異議申立期間などの手続きを経まして、特に問題がないと判断された場合には、農用地区域から除外することが出来るものとなっております。</p> <p>除外後は、農業委員会において、農地以外の用途で使用するということで、改めて農地転用の手続きを、許可申請についてご審議頂くような形となります。</p> <p>概ね、除外の申し出から農地転用まで半年程度の期間を要します。</p> <p>では、今のが除外の手続きの概要なのですが、今回の議案についてはどういう手続きがどういうものになるかと申しますと、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2において、計画変更にあつ</p>

ては、町長は、農業委員会の意見を聴くものと規定されており、農業委員会としては、申し出されている農用地が、

①代替えすべき土地が無いこと。

②農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと。

③農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れが無いこと。

といったような要件を満たしているものかを審議頂きまして、農業委員会として、この申請された施設が、駐車場なんです、農業振興地域に建設されることについて、「意見」を付することになります。

なお、補足ですが、町は、農業委員会に意見を聴くことになっておりますが、同様に農協の方へも意見を聴くこととなっております。

では、今回のこの〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんによります駐車場への除外事案について、説明します。

申請地は、熊野黒瀬トンネルの熊野町側で、県道矢野安浦線のほぼ沿線沿いで、熊野町から向かうと左手側のやや傾斜のかかったに位置となります。

〇〇〇〇〇さんは、現在も東京都品川区にご在住ですが、町おこしのためにと〇〇〇〇〇を運営しておられます。

先月の委員会におきましても、県道瀬野呉線の拡張工事に伴いまして、〇〇〇〇〇の利用者用の駐車場が削られてしまうということで、駐車場が不足するということから、広島県から〇〇〇〇〇さんへ農地転用する件をご審議頂いたかと思いますが、それでもまだイベント開催にあたっては駐車場が不足するとのことから、この度、本申請地に24台分の駐車場を設置するというので、〇〇〇〇〇さんから土地を購入され、なおかつ駐車場へと転用しようとするため、この度の農振除外申請をされるものとなっております。

申請内容を検討しましたが、他に代替えする農地は無く、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれもないと考えられますので、法律上の除外要件を満たすものと認められることから、農用地区域から除外することについて意見なしとして妥当なものとして判断しております。

なお、他法令の関係につきましては、問題が無いものと関係各課から回答を得ております。

	<p>当該議案につきましては以上でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連しまして、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>古武家委員申し上げます。</p>
古武家委員	<p>おはようございます。先週の金曜日に事務方の2人と現地に行って来ました。所有者の、〇〇〇〇〇さんは85歳の高齢で、現地の手入れはされておりました。</p> <p>場所は、今のテーマパークの手前の230mくらい手前に予定されているのですが、新しいトンネルへ行く道と昔の旧道があったのを知っておられると思うのですが、その中間くらいにあるんです。ちょっと急斜面があるようなところで、昔、〇〇〇〇〇がえっと物を置いておられて、今はきれいにされていますが、周辺も同じように草ぼうぼうのような状況で、許可が出来ればきれいになってええんじゃないかと思うんですが。</p>
〇〇〇	<p>曲がり角の下よ。</p>
古武家委員	<p>ほいじゃけ、ずっと旧道をまっすぐ行って、どう言ってええかの、中間ころに、旧道と新道の真ん中にあるんです。上から見たらまあまあ広いようなところで、下からみたらあんまり広くないようなところ。まあまあ広いようなところで。</p> <p>ほいじゃけえ周辺もきれいになってええんじゃないかと思うんですが。</p>
〇〇〇	<p>曲がるのにやねこい所よ。</p>
古武家委員	<p>ほいで、どうして駐車場が必要なんかと言いますと、事務方が言いましたように、県道の拡張工事で今の駐車場が削られるということと、もう1個トンネルの手前の方へまた道の駅を作られる計画があるんです。そっちをするのに、今回、〇〇〇〇〇さんをお願いをしてこういう譲り受ける話になったそうです。〇〇〇〇〇さんも〇〇〇〇〇さんの考え方に共鳴してから快諾されたということです。</p> <p>だいたいまあそれくらいのことですが、分からんことがあったら聞いてください。</p>

議長	ありがとうございました。それでは当案件について、質問がありましたらお願いします。
〇〇〇	これ地図を見てもちょっと場所が分かりにくい。
〇〇〇	分かりにくいこのうこれは。これは団子図から出した図面かいの。
事務局	では無いのですが、公図に近いようなものです。
議長	じゃあ、特にありませんかね。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮り ^{はかり} します。 議案第2号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第2号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は「意見なし」として答申することに決定を致しました。
議長	次に、日程第3、報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第1号について、ご報告致します。 市街化区域内の農地につきましては、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。 届出書へ法定記載事項が記載され、必要な添付書類などが具備されておれば適法な届出として受理し、申請者へ受理書を通知しております。 本件につきましては、この1ヶ月間に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、こちらは市街化区域とかいったものでは無かったのですが、農地法第3条の規定による届出が1件、これは自己所有地を他者へ権利移動するものがありましたことを、ご報告致します。

	<p>なお、こちらなのですが、ちょっとあまり見ないような例だったので、ちょっと補足の説明をさせて頂きたいと思うのですが、こちらのお亡くなりになった〇〇〇〇〇さんですが、平成29年〇〇〇月〇〇〇日に亡くなられておられますが、相続人が不在のため、広島市西区〇〇〇〇〇の司法書士なのですが、相続財産管理人としてなっておりますが、〇〇〇〇〇さんが家庭裁判所により相続財産管理人に選任されておられまして、これを受けて今後、この方の財産、この農地になりますが、裁判所の監視のもと売買、売却される手続きに入ることになります。</p> <p>この売買については、この法人が近隣を周るなどして、一定程度は売買の話が整っているようには聞いています。</p> <p>その中にはですね、農地を農地のまま売買して利用するというだけでなく、購入者が資材置場としてならば購入するという意志を示されたということで農地転用が行われる見込みの農地も含まれております。となるとですね、売買の当事者が不在の状態となっておりますので、暫定的にこういう農地法第3条の手続きによりまして、この法人名義に名義を替えた後、売買の具体的な手続き、それからここが農業振興地域に該当するものですから、農振除外でありますとか、その後の農転の手続きなどが行われることになると考えております。</p> <p>補足で説明させて頂きました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程はですね、以上ですべて終了しました。</p> <p>ここで事務局から連絡事項がありますのでよろしくお願いします。</p>
事務局	連絡事項
議長	<p>それでは、次回の農業委員会は5月21日月曜日午前9時から開催予定です。</p> <p>議案については5月11日以降に事務局の方から送付されます。</p> <p>以上をもちまして、平成30年度第1回熊野町農業委員会を閉会致します。</p>